

## ホームヘルパーステーション寄宿指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業所

## サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。  
障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円
(身体介護) 介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円

	1時間30分以上	3,450円	345円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	690円	69円
重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
重度訪問介護	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分増すごとに850円加算	1,505円に30分増すごとに85円加算
同行援護	30分未満	1,910円	191円
	30分以上1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
	2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
	2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
	3時間以上	6,970円	697円
	3時間以上30分増すごとに加算	660円	66円
(障害区分3に該当)同行援護	30分未満	2,290円	229円
	30分以上1時間未満	3,620円	362円
	1時間以上1時間30分未満	5,230円	523円
	1時間30分以上2時間未満	6,010円	601円
	2時間以上2時間30分未満	6,790円	679円
	2時間30分以上3時間未満	7,580円	758円
	3時間以上	8,360円	836円
	3時間以上30分増すごとに加算	790円	79円
(障害区分4以上に該当)同行援護	30分未満	2,670円	267円
	30分以上1時間未満	4,230円	423円
	1時間以上1時間30分未満	6,100円	610円
	1時間30分以上2時間未満	7,010円	701円
	2時間以上2時間30分未満	7,920円	792円
	2時間30分以上3時間未満	8,850円	885円
	3時間以上	9,760円	976円

	3時間以上30分増すごとに加算	920円	92円
--	-----------------	------	-----

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき (1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

◆事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
特定事業所加算(Ⅱ) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護	所定単位数の10/100	左記の1割	

◆福祉・介護職員処遇改善加算

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 居宅介護、同行援護	1ヶ月の利用単位数 の417/1000	左記の1割	1月につき
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 重度訪問介護	1ヶ月の利用単位数 の343/1000	左記の1割	1月につき

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づ

けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

#### (4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。	
・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費		利用者の別途負担となります。